

NPO法人ミューレ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人ミューレという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を浜松市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、子ども一人ひとりの主体性と創造性を育む教育および保育に関する事業、並びに親の学びと成長を支える子育て支援事業を行うことにより、子どもと家庭が安心して学び育つことのできる教育環境の充実を図るとともに、地域に根ざした教育実践を通して多様な学びの在り方を社会に示し、もって日本の教育の健全な発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①小中学生を対象としたオルタナティブスクールの設立と運営事業
 - ②就学前の子どもを対象とした、学校教育法に基づく幼稚園又は認定こども園等には該当しない、幼児期の育ちを支える教育及び保育に関する事業
 - ③地域における子どもの健全育成および子育て支援に関する事業
 - ④その他前各号に附帯関連する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同し、活動することを目的として入会した個人
- (2) 賛助会員：この法人の目的に賛同し、支援することを目的として寄付した個人または団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、この法人が別に定める入会申込フォームにより、この法人に申し込むものとし、代表理事または副代表理事が承認。必要に応じて理事会に報告する。

2 前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 各正会員の表決権は、入会が承認された日をもって発生する。

(入会費及び会費)

第8条 会員は、理事会において定め、会則に記載された入会費及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、この法人が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(会費・寄付金等の不返還)

第12条 この法人に対してなされる会費、寄付金およびその他の拠出金品は、返還を予定しない無償の給付とし、既納のものについては、解散その他いかなる事由があっても、寄付者、会員またはその他の関係者に返還しないものとする。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上15人以下

(2)監事 1人

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

2 代表理事および副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、代表理事以外の理事は、法人の業務について法人を代表しない。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、理事会の定めにより本法人の業務執行に関する権限を分掌する。代表理事に事故あるとき、または代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2項の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長と所要の職員を置くことができる。

2 事務局長は、理事会で選考し、代表理事が任免する。

3 職員は、事務局長の推薦を受けて、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散

(3)合併

(4)事業報告および決算

(5)事業計画および予算の変更

(6)監事の選任または解任

(7)その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認めたとき。
- (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3)第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前条第2項および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時および場所

(2)正会員総数および出席者数(書面または電磁的方法による表決者、又は表決委任者があ

る場合にあっては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要および議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が、書面への署名または記名押印もしくは、電磁的記録上の電子署名等の電磁的な方法により記名押印と同等の措置を行わなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)総会の決議があったものとみなされた日

(4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)理事の選任または解任、役員の職務および報酬

(4)入会費および会費の額

(5)借入金（その事業年度内の収益をも償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担および権利の放棄

(6)事務局の組織および運営に関する必要な事項

(7)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)代表理事が必要と認めたとき。

(2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時および場所

(2)理事総数、出席者数および出席者氏名(書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要および議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)財産目録に記載された資産

(2)会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計1種とする。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1)目的
- (2)名称
- (3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5)社員の資格の得喪に関する事項
- (6)役員に関する事項 (役員の定数に関する事項を除く)
- (7)会議に関する事項
- (8)その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10)定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
 - (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の継続の不可能
 - (3)正会員の欠亡
 - (4)合併
 - (5)破産手続き開始の決定
 - (6)所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる法人のうち、教育の振興を目的とする特定非営利活動法人または公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属させるものとする。

2 前項の帰属先は、清算時の総会の決議により定める。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

第11章 不動産に関する規程

(不動産取得の決議)

第57条 この法人が土地又は建物を取得しようとする場合には、理事会において、取得目的、利用計画および将来の処分方針を明示した上で、理事総数の3分の2以上の賛成をもって決議しなければならない。

(不動産の利用目的)

第58条 この法人が取得した土地および建物は、第5条に定める事業にのみ使用するものとし、役員または特定の個人の私的利用に供してはならない。

(解散時の不動産の取扱い)

第59条 この法人が解散する場合において保有する土地および建物は、理事会および総会の決議を経て、売却その他適切な方法により処分し、その処分により得られた財産または当該不動産は、第53条に定める残余財産の帰属先に帰属させるものとする。

附則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	三木 純一
副代表理事	坪井 佳織
理事	北大路 範子
監事	諸田 久美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年度開催の通常総会および理事会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。

〔参考〕特定非営利活動促進法（抄）

（定款の変更）

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更（第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るもの（所轄庁の変更を伴わないものに限る。）並びに同項第八号及び第十三号に掲げる事項に係るもの（第六項において「軽微な事項に係る定款の変更」という。）を除く。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

（会計の原則）

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。